

様式 4

南相馬市監査委員公表第 8 号

令和 7 年 8 月 2 5 日付け南相馬市監査委員公表第 6 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき南相馬市長から令和 7 年 9 月 1 9 日付け 7 財第 4 2 5 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 9 月 2 5 日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

様式2

監査結果に係る措置通知書

農政課	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>(1) 複数単価契約について、単価の合計金額で業者を決定していたもの</p> <p>「有害鳥獣防除用ワイヤーメッシュ柵等購入及び設置」に係る単価契約において見積もり合わせの際、各単価を合計して最も少額な業者と契約を行っていました。各単価の合計で業者を比較する方法では、柵設置にかかり使用する物品の個数によっては他社の方が有利となる場合が考えられます。なお、今回の見積り合わせでは1項目最低価格となっていない単価がありました。複数単価契約では、各単価種別毎に予定価格と見積り単価とを比較し、見積り単価が予定単価を上回っている場合は、交渉を行い、各単価がすべて予定単価を下回る価格をもって契約すべきです。競争性が適切に確保されない状態となっていますので、今後は契約方法の適否についても十分に検討いただき、適切な契約事務を行ってください。</p>	<p>今回の指摘を受け、「有害鳥獣防除用ワイヤーメッシュ柵等購入及び設置」に係る単価契約における見積り合わせの際、各単価の合計での比較ではなく、単価種別毎に予定価格と見積り単価を比較する方法に改め、各単価が予定価格を上回る物品の単価は、予定価格を上回らない価格となるよう見積り業者と協議を行いました。</p> <p>当該協議に加え、鳥獣害やワイヤーメッシュ柵に係る専門的な知識や技術を駆使した柵の設置及び農業者への技術指導が可能であるか見積り業者への聞き取りを行ったところ、納品から設置、技術指導まで一連の業務全てを効率的に遂行できる業者が1社のみであったことから、令和7年度においては、当該業者1社との随意契約となりました。</p>